

# 光サービス卸に係る当社の取り組みについて

2020年4月24日

東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

# 光サービス卸の代替性に関する当社の考え

- 今回、「接続」と「卸役務」の代替性検証を踏まえた「指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置」が論点とされていますが、当社としては、卸役務/接続/自己設置それぞれが設備競争やサービス競争等で異なるものである以上、これらを単純に比較することは適当でないと考えます。
- 当社としては、光サービス卸において、条件を一意に定めず個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、様々なプレイヤーの新たな価値創造のサポートにさらに注力していくとともに、更なる透明性等を確保することや卸料金に関する理解を深めていただく観点から、**自主的に卸役務の適正性、公平性、一定の透明性を高める取り組みを行う**考えです。

## 【卸役務/接続/自己設置の選択に関する当社の考え】

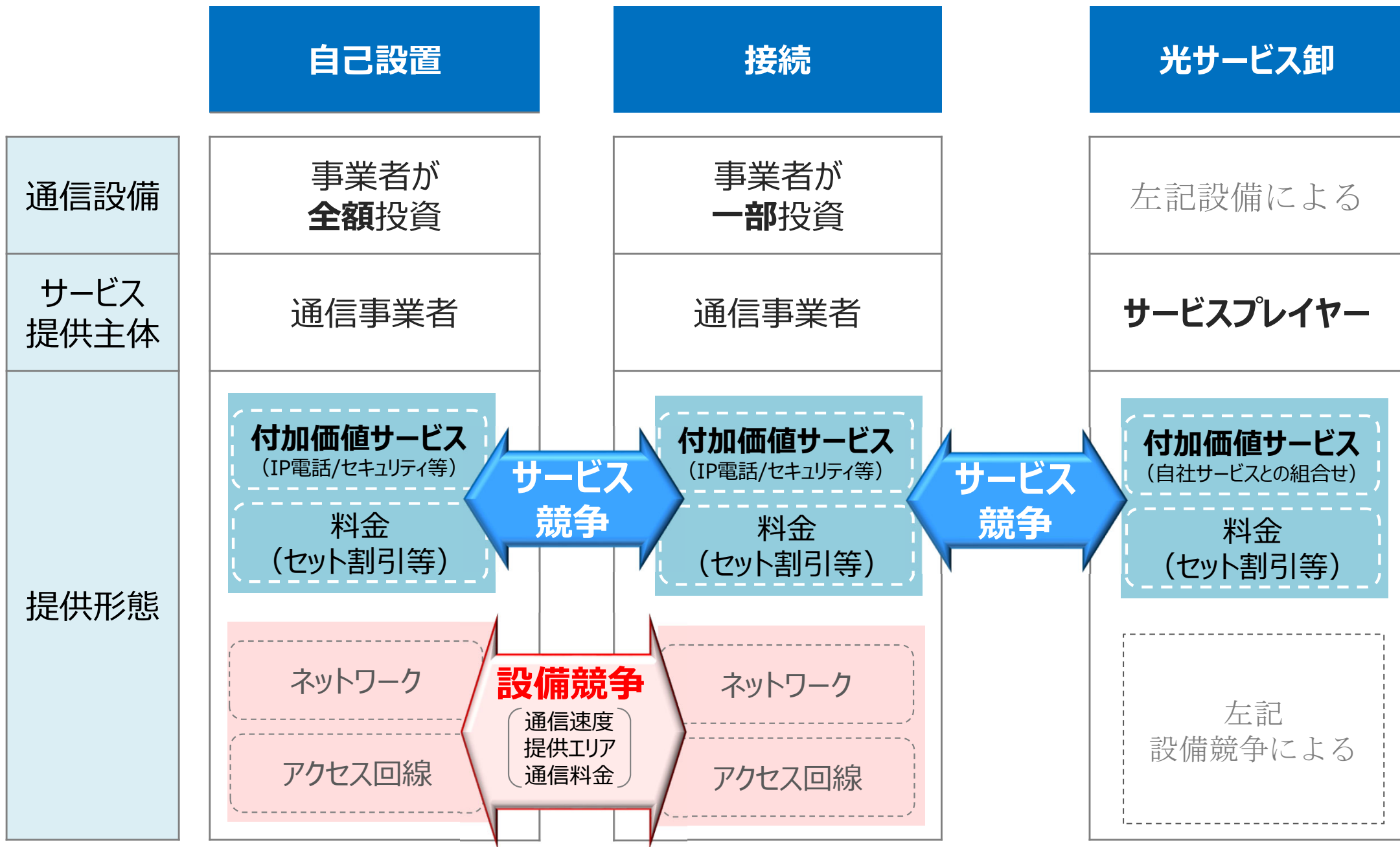
第28回接続料研究会 当社プレゼン資料抜粋

卸役務は、多様なプレイヤーの新たな価値創造を生むことによる市場の裾野拡大を目的とした再販モデルであるものに対して、接続/自己設置は、自ら投資をする設備とネットワークサービス品質設定の範囲を広げてサービスを提供するものです。

当社としては、代替性の定義は、「指定設備卸役務以外に、事業者の経営判断により、FTTH事業に参入し、サービス競争を展開するための他の選択肢(接続・自己設置)が存在すること」と考えます。

卸役務/接続/自己設置の選択においては設備投資リスクや自社のサービス戦略等が異なるものである以上、当社としては、前提の違う利用条件等を単純に比較することは適当でないと考えます。

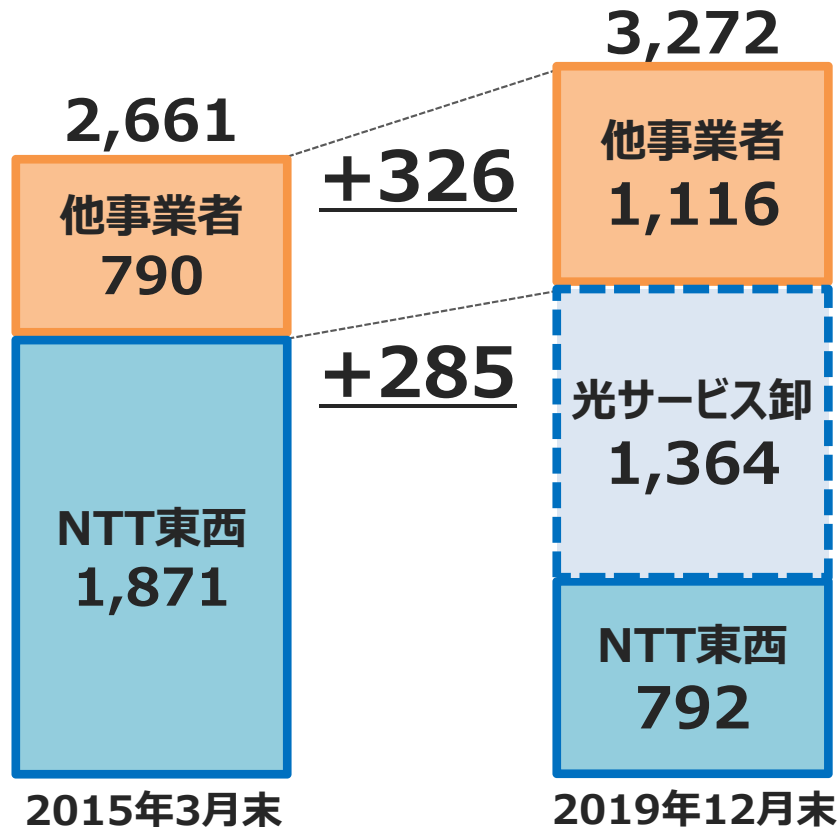
# (参考) 卸役務/接続/自己設置の相違点



# (参考) FTTHアクセスサービスの競争状況

- FTTHアクセスサービス市場は、セット割引や付加サービス等のサービス競争や高速化等による設備競争の進展により、当社だけでなく他事業者も契約数が増加しており、市場全体が伸長しています。
- Society5.0等の実現に向けては、光サービス卸の提供において、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していくことも重要な取り組みの一つであると考えます。

<FTTHアクセスサービスの契約数推移※> (単位：万契約)



<FTTHアクセスサービスにおける多様なサービス提供事例>

## ①モバイルや電気料金等を組み合わせたセット割引

事業者	提供開始日	事業者	サービス提供事例
ビッグローブ殿	SIM/格安スマホとセット割引	KDDI殿	「auでんき」セットでポイント還元
ニフティ殿	デジタル家電専門店「ノジマ」の割引購入特典	ソニーネットワークコミュニケーションズ殿	「NURO でんき」とのセット割引

## ②高速（10Gbps）サービス

事業者	提供開始日	事業者	提供開始日
ソニーネットワークコミュニケーションズ殿	2015年6月1日	オプテージ殿	2019年4月1日
KDDI殿	2018年3月1日	NTT東日本 NTT西日本	2020年4月1日

※NTT東西及び他事業者の契約数は、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（2019年12月末）および（2015年3月末）」の事業者別シェアの数値を用いて、当社にて作成

# 指定設備卸役務への必要な措置への対応（1/2）

卸役務の提供条件等の適正性、公平性、一定の透明性の確保に向けて

- 光サービス卸は、これまでもサービス卸ガイドライン等の公正な競争環境等を確保する趣旨に則り、全てのコラボ事業者に公平に提供しており、適正性、公平性、一定の透明性の確保については、市場検証会議において問題は認められていないところですが、更なる透明性等を確保する観点から、以下の対応を行う考えです。
  - 届出対象を、現行 4 者から全てのコラボ事業者へ拡大等の対応を行うこと。
  - 契約内容は、双方の合意を前提とした一般的な企業間取引契約と同様の規定となっているところですが、一部の片務的な条項について、規定の整備を行うこと。

内容	現行
届出対象	コラボ事業者 4 者 (注)
コラボ事業者の 閲覧対象	同上
規定整備	—



見直し後
<b>全てのコラボ事業者</b> (標準的な契約 + 差分)
<u>同上</u>
守秘義務条項に <u>コラボ事業者における行政・司法対応に関する 第三者開示許諾条項を追加</u>

- (注) (1) NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が5万以上の電気通信事業者  
 (2) NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が50万以上の電気通信事業者  
 (3) その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（移動通信事業者）

# 指定設備卸役務への必要な措置への対応（2/2）

## 卸料金の適正性検証について

- 光サービス卸の卸料金について、当社はこれまで2度に亘り値下げを行っておりますが、需要動向やコストの状況等を勘案しつつ、今後光サービス卸において、個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等を検討していく考えです。
- また、小売料金/卸料金/接続料相当を経年で比較し、差分の変動要因等を自主的に総務省殿に報告する考えです。
- これまでに寄せられたご意見を踏まえ、光サービス卸の料金に関する理解を深めていただく観点から、光サービス卸料金と接続料相当額の差分に係る費用の要素等を自主的に総務省殿に報告する考えです。

## <今後の光サービス卸拡大に向けた対応>



それぞれ異なるビジネス  
に応じた要望

## NTT東西

### 新たな価値創造を サポート

(例)

- ✓ 要望に応じたサービスメニューの提供
- ✓ 多様な料金メニューの設定
- ✓ 運用・営業サポート

## <これまでの経年比較イメージ>

### 小売料金



### 光サービス卸料金



### 接続料相当額



卸料金と接続料相当額の  
差分に係る費用要素等を報告

差分の変動要因等を報告

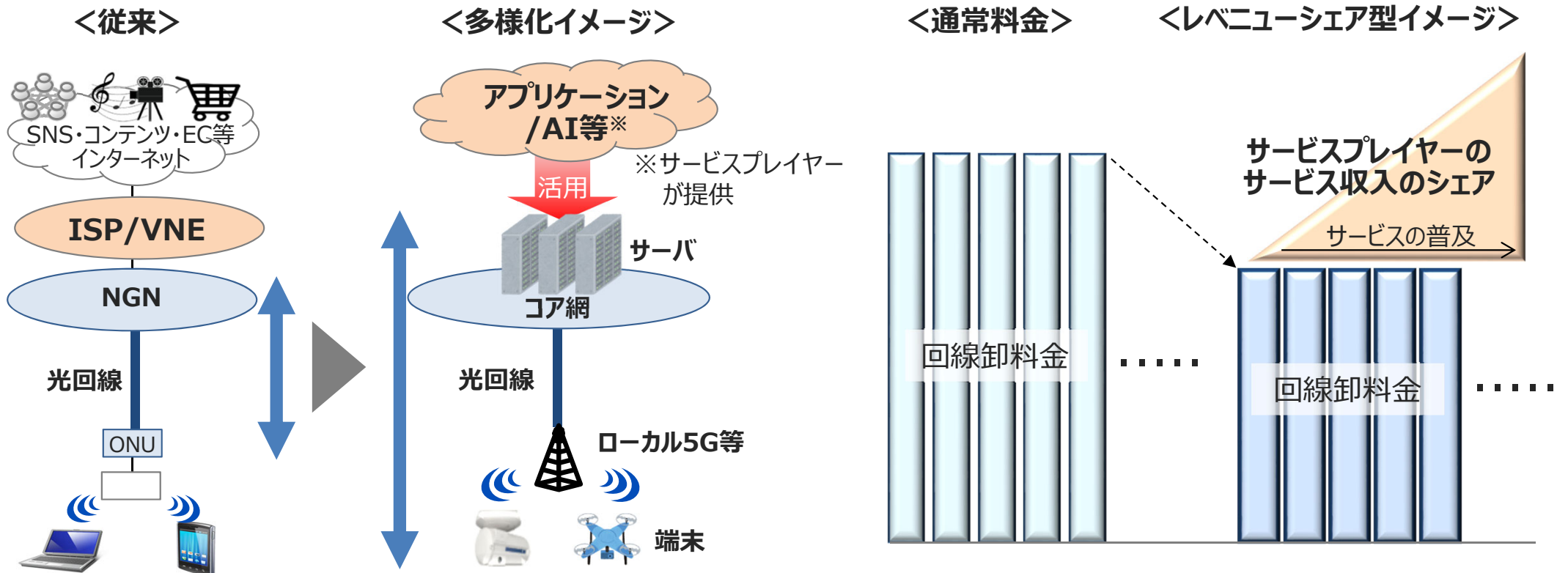
# (参考) 光サービス卸における価値創造のサポート

- Society5.0等の実現に向けては、遠隔医療や遠隔教育といった社会基盤やIoT・AI等を活用した産業基盤を築いていくことが必要であり、そのために光サービス卸において、個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等の様々なプレイヤーの新たな価値創造のサポートにさらに注力していく考えです。

## <イメージ>

アプリケーション用のサーバからIoT端末まで  
運営サポートとセットで提供することで利活用を支援

後年に収入があがるサービスとレベニューシェアし  
光サービス卸を安価にすることで事業立上げを支援





# 当社の考え（総括）

- Society5.0等の実現に向けては、遠隔医療や遠隔教育といった社会基盤やIoT・AI等を活用した産業基盤を築いていくことが必要であり、そのためには、光サービス卸提供において、新たな市場創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していくことも重要な取り組みの一つであると考えます。

こうした点を踏まえ、当社としては、光サービス卸において個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、様々なプレイヤーの新たな価値創造のサポートにさらに注力していく考えです。

- 光サービス卸の適正性、公平性、一定の透明性の確保については、これまで市場検証会議において確認いただき、問題は認められていないところですが、当社として情報通信の利活用による社会や産業の更なる発展に向けて、これらの要件の確保に努める取り組みを自主的に行っていく考えです。

- 加えて、光サービス卸の卸料金について、当社はこれまでに2度に亘り値下げを行っておりますが、今後も、需要動向や営業活動、設備に関するコストの状況等の要素を勘案しながら、光サービス卸の卸料金や条件等の見直しを検討していく考えです。

当社としては、様々なプレイヤーの新たな価値創造のためには、光サービス卸の多様化を妨げるおそれがある画一的なベンチマークを設定するのではなく、各々のプレイヤーをサポートする上記のような取り組みを総務省殿に後押しいただきたいと考えます。



# (参考) これまでの市場検証会議での確認結果

## 市場検証会議平成30年度年次レポート (抜粋)

確認内容	確認結果
<b>競争阻害的な料金の設定等</b> 〔特定の卸先事業者に対する不当な優遇、卸料金設定の適正性〕	<ul style="list-style-type: none"><li>• 届出契約内容※からは、<u>自己の関係事業者および特定の事業者のみを対象とした割引料金の適用がされているとは認められなかった。</u></li><li>• 卸料金を接続料水準と比較した結果、<u>接続料水準を下回る卸料金の設定がされているとは認められなかった。</u></li><li>• 利用者料金水準と卸料金を比較した結果、<u>利用者料金よりも高い卸料金が設定されているとは認められなかった。</u></li></ul>
<b>不当な差別的取扱い</b> 〔提供手続・期間、技術的条件、サービス仕様〕	<ul style="list-style-type: none"><li>• 届出契約内容※等からは、<u>不当な差別的取扱いことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。</u></li></ul>
<b>競争阻害的な情報の取り扱い</b> 〔情報収集、情報の目的外利用、情報提供に係る不当な差別的取り扱い〕	<ul style="list-style-type: none"><li>• 届出契約内容※に、卸先事業者の契約の状況に疑義が生じた場合等、情報収集に一定の条件を設けており、<u>情報の利用等については、機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。</u></li><li>• 情報提供について一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける<u>情報公開を行っていることを確認。</u></li></ul>

※ 届出契約内容：NTT 東西と届出対象事業者との個別の契約に関して、電気通信事業法施行規則（昭和60 年郵政省令第25 号）第25 条の5の規定によりNTT 東西から提出された届出書、契約書その他の書面。